登録クラブ 各位

一般社団法人日本スイミングクラブ協会 (公印省略)

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するアンケートについて(協力依頼)

平素から、弊協会に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、本業界を所管する経済産業省等から「特定受託事業者に係る取引の適 正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)のフリーランス取引 の状況についてのアンケートへの協力依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、各会員企業等におかれましては、下記の回答用URLにアクセスいただき、同URLに表示されるアンケートへの回答に御協力いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

【回答用URL】

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited/freelancesurvey2024_Ck6vx3VT.html

【回答期間】

令和6年5月27日(月)から同年6月19日(水)まで

【調査に関する問合せ先】

設問10から設問13まで以外に関するお問い合わせ

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

フリーランス取引適正化室

戸塚、鈴木、廣地、黒川

電話番号:03-3581-5479 (直通)

メールアドレス: freelancesurvey2024@jftc.go.jp

設問10から設問13までに関するお問い合わせ

厚生労働省雇用環境・均等局総務課

雇用環境政策室

庄司、木村、向島、尾崎

電話番号:03-3595-3275 (直通)

メールアドレス: seisakusitsu13@mhlw.go.jp

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に 公布されました。2024年秋頃までに施行される予定です。

法律の目的

この法律は、**フリーランスの方が安心して働ける環境を整備する**ため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス

業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

発注事業者

フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」 といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

例:フリーランスとして働くカメラマンの場合

企業が宣材写真の 撮影を委託 企業 (従業員を使用) フリーランス (従業員を使用していない)

この法律の対象外

消費者が家族写真の撮影を委託 (事業者からの委託ではない)



消費者



自作の写真集をネットで販売 (売買であって委託ではない)



消費者・企業 (不特定多数)

- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、この リーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間 以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、**働き方の実態として労働者である場合**は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。









発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

フリーランス

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している
- フリーランスに業務委託する事業者
- 従業員を使用している
- 継続的業務委託をする

※継続的業務委託:一定の期間以上行う業務委託のこと。 具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。 1

義務項目

1, 2, 4, 6

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7

- 業務委託の相手方である事業者
- 従業員を使用していない





	義 務 項 目	具 体 的 な 内 容
1	書面等による取引条件 の明示	: 業務委託をした場合の、 書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期 : 日」等の取引条件を明示 すること
2	報酬支払期日の設定・ 期日内の支払	: 発注した物品等を受け取った日から数えて 60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内 : に報酬を支払う こと
3	禁止事項	: : フリーランスに対し、 継続的業務委託をした場合 に法律に定める行為をしてはならな : いこと
		例えば、 フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らない こと」、 「 発注時に決めた報酬額を後で減額する こと」、「 発注した物品等を受け取った後に返品する こと」 などが禁止 されます。
4	募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
(5)	育児介護等と業務の 両立に対する配慮	: 継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、 : フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
		例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、 「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
6	ハラスメント対策に 係る体制整備	: : フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措 : 置を講じる こと
		: 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を決める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
	1 14 1 2 2 4 4 4	

● この法律は、2024(令和6)年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。

30日前までに予告しなければならないこと

- 詳細な法律の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①~③については、公正取引委員会・中小企業庁、 項目④~⑦については、厚生労働省 までお問合せください。

中途解除等の

事前予告・理由開示

(7)





継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として





内閣官房 公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省